

# 市有建築物耐震化実施計画 〔2018-2026〕



平成 30 年 4 月

 岸 和 田 市

岸和田市市有建築物耐震改修等推進委員会



# 目 次

---

1	計画の概要	1
	(1) 計画の目的	
	(2) 計画改定の経緯	
	(3) 計画の位置付け	
	(4) 計画期間	
2	これまでの取組みと現状	1
	(1) これまでの取組み	
	(2) 耐震化の現状	
3	耐震化の推進方針	2
	(1) 耐震化の考え方	
	(2) 耐震化の基本方針	
	(3) 耐震化の方向性	
	(4) 耐震化の進め方	
	(5) 耐震化の検討フロー	
4	耐震化実施計画	5
	(1) 耐震化の目標	
	(2) 耐震安全性の目標	
	(3) 耐震改修の進め方	
	(4) 耐震化の優先度	
	(5) 耐震化実施施設の優先順位	
	(6) 耐震化年次計画	
	(7) 耐震化事業に係る財源計画	
	(8) 耐震改修の検討フロー	
	(9) 耐震化検討施設一覧	
5	本計画の見直し	10
6	本計画の公表	10
7	本計画の推進体制	10
8	資料編	11
	(1) 特定建築物一覧	
	(2) 地震ハザードマップ（震度）	
	(3) 地震ハザードマップ（建物被害）	
	(4) 岸和田市市有建築物耐震改修等推進委員会設置要綱	

## 1 計画の概要

### (1) 計画の目的

平成 30 年 4 月に策定された岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画第 2 期（以下「第 2 期促進計画」という。）に基づき、市有建築物（学校教育施設を除く。以下同じ）の更なる耐震化を計画的かつ効果的に進めることにより、地震時の利用者の安全確保はもとより、震災時の市有建築物の役割を確保し、安全で安心なまちづくりを推進していくことを目的とする。

### (2) 計画改定の経緯

平成 20 年 3 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく耐震改修促進計画である「岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画」（以下「第 1 期促進計画」という。）が策定された。その後、平成 23 年 6 月に第 1 期促進計画を踏まえ、市有建築物の耐震化の目標及び年次計画等の具体的な内容を定めた「市有建築物耐震化実施計画」（以下「第 1 期実施計画」という。）を策定し、計画的かつ効果的に市有建築物の耐震化を推進してきた。また、老朽化が進み耐震改修が困難な市役所本庁舎についても、平成 23 年 11 月に「岸和田市庁舎建替庁内検討委員会」が設置され、建替に向けた検討が始まったところである。

しかし、第 1 期促進計画が平成 29 年度にその計画期間を終え、平成 30 年 4 月に第 2 期促進計画として改定されたことから、市有建築物の更なる耐震化に取り組むため、新たな目標を定めて改定を行うものである。

### (3) 計画の位置付け

第 2 期促進計画を上位計画とし、より具体的な目標や耐震化事業の進め方を示し、市有建築物の耐震化を推進するためのものと位置付ける。

### (4) 計画期間

本計画の実施期間は、第 2 期促進計画の計画期間を踏まえ、平成 30 年度から平成 38 年度までの 9 年間とする。なお、第 2 期促進計画は平成 33 年度に見直しを予定していることから、本計画も平成 33 年度に岸和田市地域防災計画や公共施設等総合管理計画等と整合を図り、また施設の統廃合や集約・複合化などの個別の状況も考慮しながら、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

## 2 これまでの取組みと現状

### (1) これまでの取組み

岸和田市では、第 1 期促進計画に基づき、昭和 56 年以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）により建築された市有の特定建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定される建築物をいう。以下同じ）及び災害応急対策活動に必要な施設（以下、両者合わせて「耐震化検討施設」という。）について、順次、耐震診断を実施し、現行の耐震基準と同等の耐震性能を有しない建築物（構造耐震指標  $I_s$  値が 0.6 未満の建築物）を、第 1 期促進計画で定めた災害時に安全を確保すべき施設の機能及び用途に応じて分類し、平成 29 年度末までに市有建築物の耐震化率 90%以上を目標に耐震化を進めてきたところである。

### (2) 耐震化の現状

第 1 期促進計画が策定された平成 19 年度末時点で、第 1 期実施計画において対象となる市有建築物は 101 棟あり、このうち耐震性のある建築物は 48 棟で耐震化率が 47.5%であった。その後、耐震改修等を実施し、平成 29 年度末時点での対象となる市有建築物の総数が 94 棟、このうち耐震性のある建築物が 77 棟となり、耐震化率は 81.9%となった。

今後、第 1 期実施計画において耐震化が完了していない施設について、後述する耐震性能による緊急性を考慮し、優先的に耐震化を進めていくとともに、それ以外の多数の者が利用する施設についても、規模及び用途による重要性を考慮しながら順次耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、耐震化に取り組んでいく必要があると考えられる。

### 3 耐震化の推進方針

#### (1) 耐震化の考え方

耐震性が不十分な全ての市有建築物について同時に耐震化を図ることは困難であることから、第2期促進計画に基づき基本的な課題を踏まえた耐震化の基本方針を定め、優先的に耐震化すべき建築物から順次、耐震化に取り組むものとする。

#### (2) 耐震化の基本方針

本計画において優先的に耐震化すべき建築物は、第2期促進計画で定めた施設の分類に準じて、表1に掲げる施設のうち旧耐震基準の建築物とする。なお、第1期実施計画では、イ類について、特定建築物に該当するものとしていたが、平成25年の改正耐震改修促進法では、大規模建築物の耐震診断義務付けなど「多数の者が利用する建築物」の耐震化促進への取り組みが強化される中、本計画では特定建築物に該当しない規模の「多数の者が利用する建築物」についても、その用途や機能等から早期に耐震性を確保する必要があると考えられる建築物（原則として、非木造で階数が2以上かつ延べ面積が200㎡以上のもの）を耐震化検討施設に加え、優先的に耐震化に取り組んでいくものとする。ただし、別途計画や指針等で耐震化に取り組む上下水道局等が所管するプラント関連施設、市役所庁舎及び競輪場施設については対象外とする。

なお、平成29年度末の耐震化率は、表2に示すとおりである。

#### (3) 耐震化の方向性

市有財産の有効活用の観点から、長期的な活用を図る施設（以下「耐震化実施施設」という。）については、耐震改修により計画的に耐震化を推進し、老朽化や機能面等から耐震化が難しい施設（以下「耐震化調整施設」という。）については、本計画とは別途、施設集約、用途廃止、機能移転、解体又は建替（以下「建替等」という。）により効果的に耐震化を推進する。

なお、施設所管課は耐震化検討施設について、将来の個別施設の方向性などの取り組みを整理した上で、当該施設における耐震化だけでなく、建替等についても検討を行うものとする。

#### (4) 耐震化の進め方

本計画の中間期となる平成33年度を基点に、前半4年間で前期、後半5年間で後期と区分し、前期に耐震診断未実施の施設の耐震診断を実施し、既に耐震診断の結果が出ている耐震性が不十分な施設と合わせて、後期に耐震補強設計及び耐震改修工事を順次実施する。

表1 災害時に安全を確保すべき施設の分類（ア類・イ類抜粋）

分類		施設の役割（活動内容）	対象施設
ア類	災害応急対策活動に必要な施設	a. 災害対策の中核機能を担う施設	市役所庁舎、消防本部、病院等
		b. 災害対策活動を行うための施設	消防分署・出張所、総合体育館、競輪場、保健センター等
		c. 避難所として位置づけられた施設	体育館、青少年会館、公民館、市民センター等
イ類	多数の者が利用する施設	a. 社会福祉施設等に使用する施設	図書館、保育所等
		b. その他多数の者が利用する施設	市営住宅、車庫等

注) イ類については原則として、非木造で階数が2以上かつ延べ面積が200㎡以上のものとする。

表2 災害時に安全を確保すべき施設の分類別耐震化率

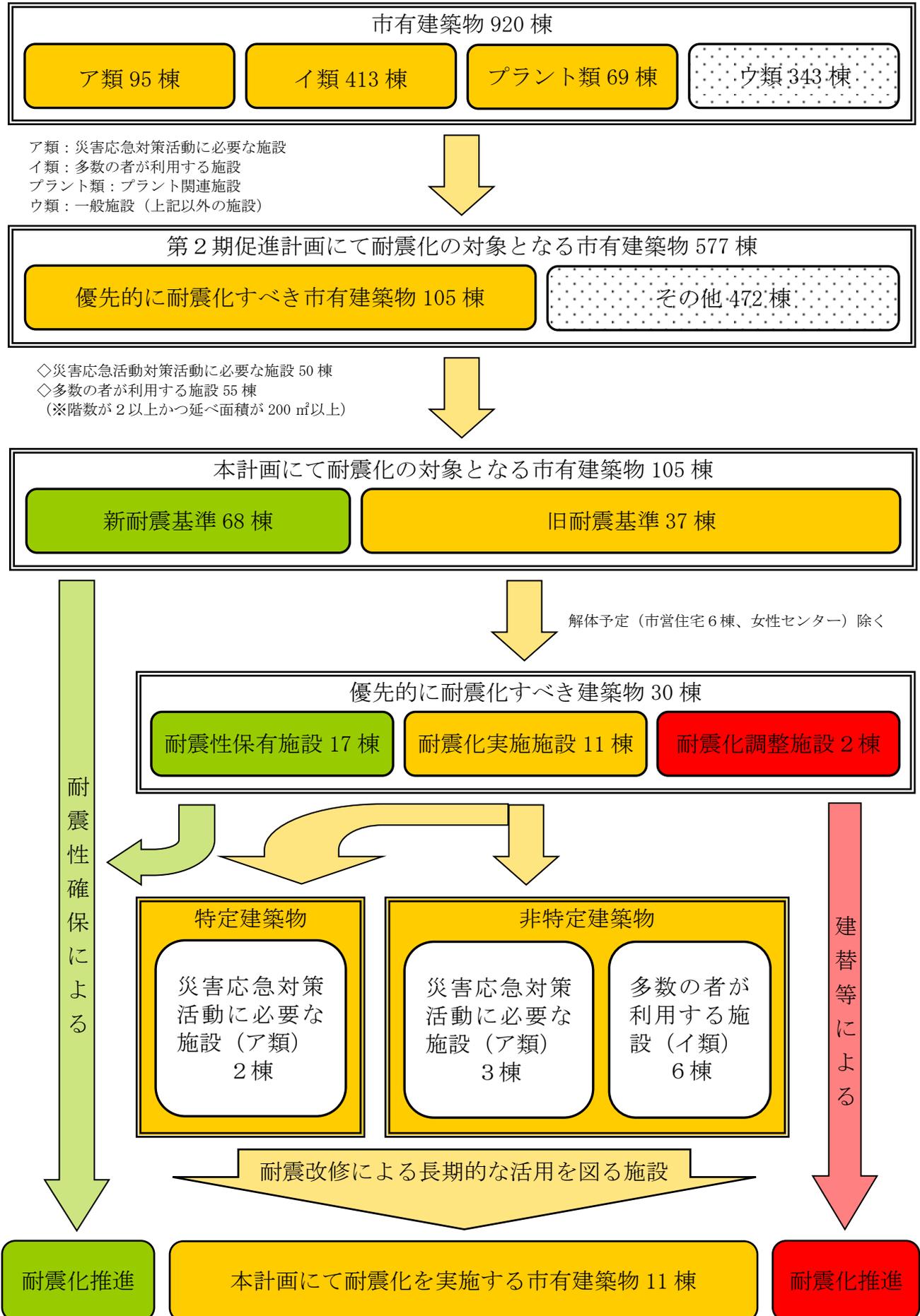
平成30年3月現在

分類		棟数 (A)	新耐震 基準の 建築物 (B)	旧耐震 基準の 建築物 (C)	耐震性 を満た す建築 物(D)	耐震性 のある 建築物 (E = B + D)	耐震化 率 (F = E / A)	
ア類	災害応急対策活動に必要な施設	a. 災害対策の中核機能を担う施設	6	6	0	0	6	100%
		b. 災害対策活動を行うための施設	15	11	4	3	14	93.3%
		c. 避難所として位置づけられた施設	29	17	12	6	23	79.3%
		小計	50	34	16	9	43	86.0%
		(21)	(17)	(4)	(1)	(18)	(85.7%)	
イ類	多数の者が利用する施設	a. 社会福祉施設等に使用する施設	28	16	12	5	21	75.0%
		b. その他多数の者が利用する施設	27	18	9	3	21	77.8%
		小計	55	34	21	8	42	76.4%
		(24)	(16)	(8)	(5)	(21)	(87.5%)	
合計		105	68	37	17	85	81.0%	
		(45)	(33)	(12)	(6)	(39)	(86.7%)	

注) ( )内の数値は、特定建築物の棟数及び耐震化率を表す。

(5) 耐震化の検討フロー

平成 30 年 3 月現在



注) 耐震性保有施設：耐震性能（構造耐震指標  $I_s$  値が 0.6 以上）を保有している建築物

## 4 耐震化実施計画

### (1) 耐震化率の目標

平成 38 年度末までに、耐震化検討施設の耐震化率を、第 2 期促進計画で定めた 95%以上とすることを目標とする。

表 3 年度別耐震化率の目標

年 度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
耐震化率 (%)	81.0	81.0	81.9	82.7	82.7	84.6	89.1	91.2	95.0	98.0

### (2) 耐震安全性の目標

地震動時において、構造体に求められる安全性には、第一に人命の安全確保がある。また、大地震動後の災害応急対策活動の拠点として使用される施設等は、その安全確保が特に必要であることから、関連する国土交通省告示に基づく耐震診断基準等により、耐震改修後に耐震性能（構造耐震指標  $I_s$  値が 0.6 以上）を確保することはもとより、大地震動後の災害応急対策活動に必要な施設等については、その機能確保や利用者の安全性の観点から、原則として建築物の構造体について、表 4 に示す耐震安全性の分類に応じ、耐震性能に余裕を持たせることを目指すものとする。ただし、施設としての機能上問題があるなど、耐震安全性の目標が達成できない場合は、実現可能な範囲で耐震性能の向上に努めるものとする。

表 4 耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震計画基準に準じて分類）

分 類		対象施設	耐震安全性の目標	$I_{sa}$	
ア類	災害応急対策活動に必要な施設	a 災害対策の中 枢機能を担う 施設	指揮、情報伝達等 の拠点施設 消防、医療、救護 の拠点施設	I 類 大地震動後、構造体の 補修をすることなく 建築物を使用できる ことを目標とし、人命 の安全確保に加えて 十分な機能確保が図 られている。	0.9
		b 災害対策活動 を行うための 施設	消防、医療、救護、 救援物資関係施設	II 類 大地震動後、構造体の 大きな補修をすること なく建築物を使用 できることを目標と し、人命の安全確保に 加えて機能確保が図 られている。	0.75
		c 避難所として 位置づけられ た施設	避難所		
イ類	利多用数の者が 利用する施設	a 社会福祉施設 等に使用する 施設	文化施設 社会教育施設 社会福祉施設等		

イ類	利 多 用 す る 者 が 設	b	そ の 他 多 数 の 者 が 利 用 す る 施 設	市 営 住 宅 車 庫 等	Ⅲ類	大 地 震 に よ り 構 造 体 の 部 分 的 な 損 傷 は 生 じ る が、 建 築 物 全 体 の 耐 力 の 低 下 は 著 し く な い こ と を 目 標 と し、 人 命 の 安 全 確 保 が 図 ら れ て い る。	0.6
ウ類	一般施設		上記以外の施設				

注)  $I_s$  : 耐震診断結果により耐震性能の判断基準となる指標

$I_{sa}$  : その施設に応じた機能確保等の観点から目指す指標

別途、国が定める耐震性能等の基準や他に定める指針等がある場合はこれによる。

### (3) 耐震改修の進め方

第2期促進計画に基づき、耐震化実施施設の表1に示す分類、表5に示す耐震性能ランク及びその他の優先度を設定し、必要性の高い施設から順次耐震改修を進めることを基本とする。ただし、第1期実施計画において耐震化調整施設に位置付けられた耐震化が完了していない施設等については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定する必要があることから、その検討期間を考慮し後期後半に、耐震化の方向性が決定している施設については、後期前半に耐震改修を実施するものとする。

表5 耐震性能の判定基準

耐震性能	構造耐震指標 $I_s$	耐震性能ランク
大地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある(耐震性能が劣る)。	$I_s < 0.3$	A
大地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある(耐震性能がやや劣る)。	$0.3 \leq I_s < 0.6$	B
大地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いが、施設機能が確保できない恐れがある(耐震性能がある)。	$0.6 \leq I_s < I_{sa}$	C(耐震化不要)
大地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い(耐震性能がある)。	$I_{sa} \leq I_s$	D(耐震化不要)

注) 1次診断による場合は0.6を0.8に、0.3を0.4に読み替えて適用

### (4) 耐震化の優先度

優先度1 : 第2期促進計画で定めた表1の分類 (ア類・イ類)

優先度2 : 耐震性能ランク (A・Bランク)

優先度3 : 躯体コンクリート設計基準強度の有無 (有・無)

優先度4 : 特定建築物と非特定建築物別 (特・非)

優先度5 : 地震ハザードマップにおける想定震度 (震度0~7)

優先度6 : 地震ハザードマップにおける建物被害 (危険度ランク1~7)

(5) 耐震化実施施設の優先順位

耐震化の優先度を基準に、耐震化実施施設の優先順位を決定する。ただし、耐震診断未実施の施設があることから、その施設の耐震診断後に、方向性の検討を要する施設とともに、本計画の中間期に優先順位を見直し、耐震化年次計画に反映する。

表6 耐震化実施施設の優先順位一覧

優先順位	施設所管課	施設名	建築年度	構造	階数	延床面積	優先度1	優先度2	優先度3	優先度4	優先度5	優先度6
1	スポーツ振興課	中央体育館	S40	RC+S	2	1,911.14	ア	A	無	特	6	6
2	スポーツ振興課	市民道場心技館	S35	RC+S	1	419.83	ア	A	有	非	6	7
3	スポーツ振興課	春木体育館	S47	RC+S	2	917.98	ア	A	有	非	6	4
4	生涯学習課	城北地区公民館	S46	S	2	1,056.13	ア	A	有	非	6	3
5	生涯学習課	春木地区公民館・春木青少年会館	S47	RC+S	4*	1,104.00	ア	B	無	特	6	4
6	文化国際課	自泉会館	S6	RC	2	554.28	イ	—	—	非	6	7
7	観光課	五風荘	S12	RC	3*	217.70	イ	—	—	非	6	7
8	観光課	岸和田城	S29	SRC	5	925.96	イ	—	—	非	6	7
9	人事課	職員会館	S46	RC	3	989.53	イ	—	—	非	6	7
10	環境課、教育総務課	環境事務所別館	S46	S	2	445.50	イ	—	—	非	6	5
11	農林水産課	大沢山荘	S55	RC	2	342.96	イ	—	—	非	6	1

注) 構造について、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造、+は混構造を示す。階数について、\*は地階を含む。優先度1～6は、「4耐震化実施計画(4)耐震化の優先度」による。

(6) 耐震化年次計画

前述の「3耐震化の推進方針(4)耐震化の進め方」により計画期間を前期と後期に区分し、「4耐震化実施計画(3)耐震改修の進め方」により実施期間を設定し、中間見直し以降に順次、耐震補強設計、翌年に耐震改修工事を実施する。

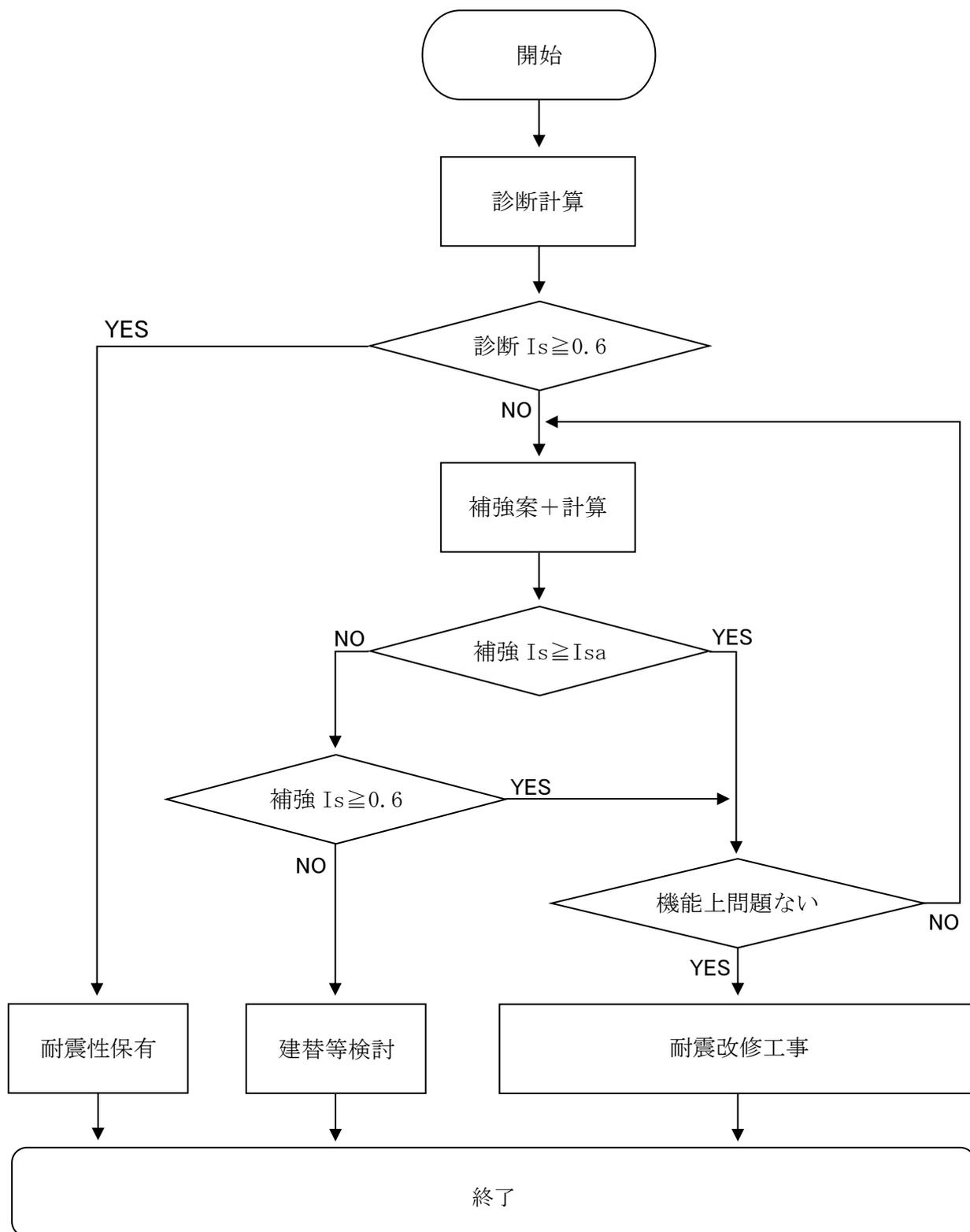
表7 耐震化実施施設の耐震化年次計画

施設所管課	施設名	計画期間	業務内容
文化国際課	自泉会館	前期	耐震診断
観光課	五風荘		
観光課	岸和田城		
人事課	職員会館		
環境課、教育総務課	環境事務所別館		
農林水産課	大沢山荘		
中間見直し(優先順位見直し)			
文化国際課	自泉会館	後期前半	耐震補強設計 耐震改修工事
観光課	五風荘		
観光課	岸和田城		
人事課	職員会館		
環境課、教育総務課	環境事務所別館		
農林水産課	大沢山荘		
スポーツ振興課	中央体育館	後期後半	
スポーツ振興課	市民道場心技館		
スポーツ振興課	春木体育館		
生涯学習課	城北地区公民館		
生涯学習課	春木地区公民館・春木青少年会館		

### (7) 耐震化事業に係る財源計画

計画期間内の着実な耐震化事業実施に向け、遅滞することなく計画的に推進するためには、それに係る予算・財源の確保が極めて重要である。厳しい財政運営が求められている中、耐震化を円滑に実施するために、各種補助事業等を有効に活用し、目標達成に向けて、平成 38 年度までの財源計画を立て、事業を円滑に進める。

### (8) 耐震改修の検討フロー



注) 診断  $I_s$  : 耐震診断結果による  $I_s$

補強  $I_s$  : 耐震改修工事後の  $I_s$

(9) 耐震化検討施設一覧

表8 耐震化検討施設の概要

番号	施設所管課	施設名	建築年度	構造	階数	延床面積	分類	備考
1	総務課	山直分署	S44	RC	2	203.51	ア-b	耐震性保有
2	総務課	八木出張所	S47	RC+S	2	253.85	ア-b	耐震改修済
3	総務課	東葛城出張所	S55	RC	2	149.92	ア-b	耐震性保有
4	健康推進課	岸和田メディカルセンター	S50	RC	3	2,452.52	ア-b	耐震化調整
5	産業政策課	産業会館	S56	RC	4	2,763.00	ア-c	耐震改修済
6	生涯学習課	久米田青少年会館	S39	S+CB	2	549.31	ア-c	耐震化調整
7	生涯学習課	光陽地区公民館	S43	RC	4*	695.68	ア-c	耐震改修済
8	生涯学習課	山滝地区公民館	S43	RC	3	848.78	ア-c	耐震改修済
9	生涯学習課	箕土路青少年会館	S46	RC+S	3	511.89	ア-c	耐震改修済
10	生涯学習課	城北地区公民館	S46	S	2	1,056.13	ア-c	耐震診断済
11	生涯学習課	春木地区公民館・春木青少年会館	S47	RC+S	4*	1,104.00	ア-c	耐震診断済
12	生涯学習課	大宮青少年会館	S48	RC	2	421.44	ア-c	耐震性保有
13	生涯学習課	大芝地区公民館	S53	RC	2	1,192.38	ア-c	耐震性保有
14	スポーツ振興課	市民道場心技館	S35	RC+S	1	419.83	ア-c	耐震診断済
15	スポーツ振興課	中央体育館	S40	RC+S	2	1,911.14	ア-c	耐震診断済
16	スポーツ振興課	春木体育館	S47	RC+S	2	917.98	ア-c	耐震設計済
17	人事課	職員会館	S46	RC	3	989.53	イ-a	耐震診断未
18	人権・男女共同参画課	女性センター	S39	RC	2	651.11	イ-a	解体予定
19	環境課、教育総務課	環境事務所別館	S46	S	2	445.50	イ-a	耐震診断未
20	子育て施設課	八木北保育所	S49	RC	2	381.50	イ-a	耐震改修済
21	子育て施設課	城内保育所	S49	RC	2	760.71	イ-a	耐震改修済
22	子育て施設課	旭保育所	S53	RC	2	753.37	イ-a	耐震性保有
23	農林水産課	大沢山荘	S55	RC	2	342.96	イ-a	耐震診断未
24	観光課	五風荘	S12	RC	3*	217.70	イ-a	耐震診断未
25	観光課	岸和田城	S29	SRC	5	925.96	イ-a	耐震診断未
26	文化国際課	自泉会館	S6	RC	2	554.28	イ-a	耐震診断未
27	学校教育課	岸和田市教育センター	S55	RC	2	630.00	イ-a	耐震改修済
28	図書館	図書館本館	S49	RC+S	4*	2,339.46	イ-a	耐震改修済
29	住宅政策課	大宮住宅1	S39	RC	4	999.83	イ-b	解体予定
30	住宅政策課	大宮住宅2	S41	RC	4	999.83	イ-b	解体予定
31	住宅政策課	大宮住宅3	S42	RC	4	999.83	イ-b	解体予定
32	住宅政策課	岸野住宅1	S43	RC	5	1,248.75	イ-b	解体予定
33	住宅政策課	岸野住宅2	S44	RC	4	1,105.92	イ-b	解体予定
34	住宅政策課	上松住宅	S48	RC	5	1,469.66	イ-b	解体予定
35	住宅政策課	八幡住宅A	S51	RC	7	1,920.77	イ-b	耐震改修済
36	住宅政策課	八幡住宅B	S51	RC	7	1,481.73	イ-b	耐震改修済
37	住宅政策課	八木住宅	S54	RC	3	874.58	イ-b	耐震性保有

注) 構造について、SRCは鉄骨鉄筋コンクリート造、RCは鉄筋コンクリート造、Sは鉄骨造、+は混構造を示す。  
階数について、\*は地階を含む。

耐震性保有6棟及び耐震改修済11棟、合計17棟が耐震性保有施設

耐震診断未6棟、耐震診断済4棟及び耐震設計済1棟、合計11棟が耐震化実施施設

## 5 本計画の見直し

本計画が9年という長期間に渡ることから、計画期間中において、耐震化実施施設の2次診断等が終了した時点で、耐震改修工事を行うことが合理的でない場合など、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画との整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、計画の見直し後、計画期間以降においても耐震化に努め、耐震化検討施設の全ての耐震化を図る。

## 6 本計画の公表

本計画を策定したとき並びに見直しを行ったときは公表するものとする。また、市民が安心して施設を利用できるように耐震化の実施状況についても公表する。

## 7 本計画の推進体制

第2期促進計画に基づく本市の市有建築物の計画的な耐震化に取り組むため、庁内の関係各課で組織する「市有建築物耐震改修等推進委員会」において、耐震診断の結果及び耐震化の進捗状況を踏まえ、第2期実施計画の見直しを行うとともに、市有建築物の計画的かつ効果的な耐震化を推進する。

### ○市有建築物耐震改修等推進委員会 委員

(1) 企画調整部長、市長公室長、市民環境部長、保健部長、魅力創造部長、教育総務部長、生涯学習部長、総務部長、危機管理部長、まちづくり推進部長、建設部長

(2) 企画課長、政策推進課長、人事課長、人権・男女共同参画課長、環境課長、健康推進課長、農林水産課長、観光課長、文化国際課長、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、郷土文化室長、公共施設マネジメント課長、危機管理課長、住宅政策課長、建築課長

## 8 資料編

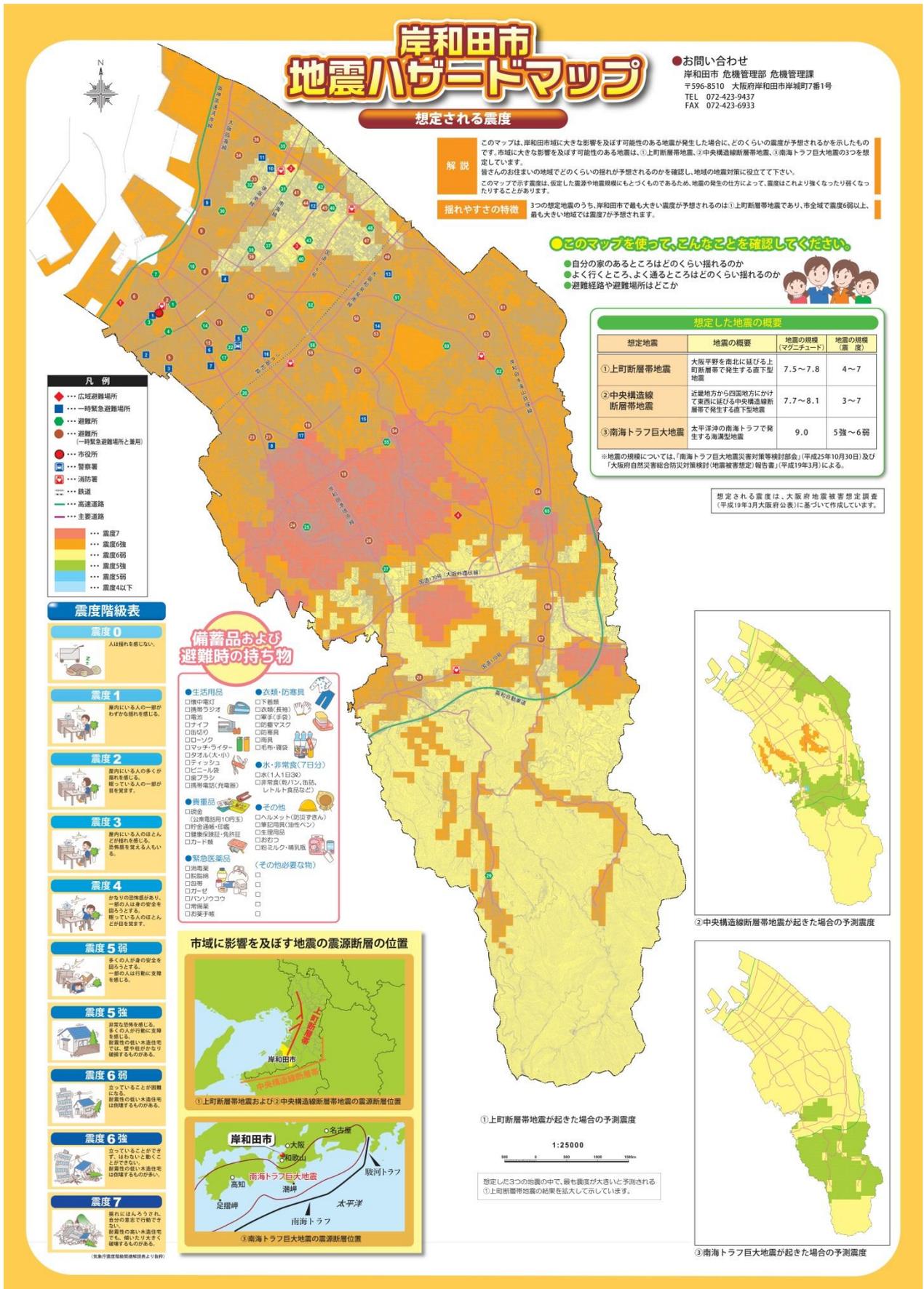
### (1) 特定建築物一覧

- 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

表9 多数の者が利用する建築物の抽出基準

耐震改修促進法での用途区分	耐震改修促進法での規模要件	
	階数	床面積
・体育館（一般公共の用に供されるもの）	1階以上	1,000㎡以上
・幼稚園、保育所	2階以上	500㎡以上
・老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階以上	1,000㎡以上
・学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校）	2階以上	1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校上記以外</li> <li>・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</li> <li>・病院、診療所</li> <li>・劇場、観覧場、映画館、演芸場</li> <li>・集会場、公会堂、展示場</li> <li>・卸売市場</li> <li>・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</li> <li>・ホテル、旅館</li> <li>・賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿</li> <li>・事務所</li> <li>・博物館、美術館、図書館</li> <li>・遊技場</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>・理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> <li>・工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）</li> <li>・車両の停止場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</li> <li>・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</li> <li>・郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物</li> </ul>	3階以上	1,000㎡以上

(2) 地震ハザードマップ (震度)



### (3) 地震ハザードマップ (建物被害)

# 岸和田市 地震ハザードマップ

## 想定される建物被害

●お問い合わせ  
岸和田市 危機管理部 危機管理課  
〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号  
TEL 072-423-9437  
FAX 072-423-6933

**解説**

このマップは、岸和田市域に大きな影響を及ぼす可能性のある地震が発生した場合に、どのくらいの建物被害が予想されるかを示したものです。市域に大きな影響を及ぼす可能性のある地震は、①上町断層帯地震、②中央構造線断層帯地震、③南海トラフ巨大地震の3つを想定しています。皆さんのお住まいの地域でどのくらいの建物被害が予想されるかを確認し、地域の地震対策に役立ててください。

このマップで示す地域危険度は、100mメッシュに区分した地域ごとの建物被害の危険性を示したものであり、個別の建物の危険性を示すものではありません。

想定される建物被害は、大阪府地震被害想定調査(平成19年3月大阪府公表)に基づいて作成しています。

●このマップを使って、こんなことを確認してください

- 自分の家や近所の危険度はどのくらいか
- よく行くところ、よく通る道の危険度はどのくらいか
- 避難場所までの経路の危険度はどのくらいか

**避難場所リスト**

広域避難場所		
1 浜工芸公園(前記指定避難場所を含む)	2 岸和田公園(前記指定避難場所を含む)	3 中央公園
4 緑地公園		

一時緊急避難場所		
1 岸和田公園	7 中央公園	13 八木運動広場
2 南公園	8 緑地公園	14 久米田公園
3 緑地青少年広場	9 春木公園青少年広場	15 岸和田青少年広場
4 岸工芸公園	10 春木運動広場	16 上公園(ときわ公園)
5 宮の地公園	11 八幡山公園	17 中央公園
6 野田公園	12 北公園	

避難所		
1 岸和田公園	24 天神山小学校	47 八木北小学校
2 中央小学校	25 天神山地区公民館	48 箕上青少年会館
3 心経館	26 春木小学校	49 八木小学校
4 岸和田高等学校	27 岸和田青年会	50 八木地区青年会
5 緑地小学校	28 東雲小学校	51 八木市役所
6 浜小学校	29 岸和田地区公民館	52 久米田中学校
7 渡辺一丁目	30 春木体育館	53 久米田中学校
8 野田小学校	31 春木市役所	54 野田中学校
9 野田中学校	32 春木地区公民館	55 岸和田地区公民館
10 岸和田地区公民館	33 春木小学校	56 岸和田小学校
11 北小学校	34 北小学校	57 福中中学校
12 産業青年会	35 大宮地区公民館	58 福中市民センター
13 産業高等学校	36 大宮小学校	59 山崎北小学校
14 福中市民センター	37 サン・アビリティーズ	60 久米田青少年会館
15 福中中学校	38 産業青年会	61 福中小学校
16 光南中学校	39 大宮小学校	62 山崎市民センター
17 和泉高等学校	40 和泉高等学校	63 和泉中学校
18 福中中学校	41 福中中学校	64 山崎南小学校
19 生井中学校	42 城北地区公民館	65 山崎地区公民館
20 岸和田市民センター	43 文化会館(マドカホール)	66 福中中学校
21 福中小学校	44 城北小学校	67 福中小学校
22 中央公園	45 春木体育館	
23 太田小学校	46 新条地区公民館	

**凡例**

- 広域避難場所
- 一時緊急避難場所
- 避難所
- 一時緊急避難場所(兼用)
- 市役所
- 警察署
- 消防署
- 鉄道
- 高速道路
- 主要道路

危険度ランク 建物被害率(%)

- 7 ..... 50%以上
- 6 ..... 40%~50%
- 5 ..... 30%~40%
- 4 ..... 20%~30%
- 3 ..... 10%~20%
- 2 ..... 5%~10%
- 1 ..... 5%未満

(注)建物被害率=(全壊率)+(半壊率)

**地震への備え**

地震発生時、家具の転倒によってケガをしたり、避難場所がふさがれてしまったりすることがあります。いざというときのために、家具の固定や置き方の工夫を行いましょう。

**家具の転倒防止**

- 収納に工夫を!**  
重いものは下に、軽いものは上に、本棚などは、側面をブレースなどで固定するなど、なるべく隙間を空けない。
- 照明器具の補強を!**  
吊り下げ式蛍光灯は、チェーンなどで留める。
- ガラスの飛散防止を!**  
割れたガラスが飛び散るのを防ぐため、ガラス飛散防止フィルムを貼る。

**前倒れ防止金具**

- 転倒防止金具**  
壁・柱・机と家具を固定するタイプと、床などに固定するタイプがあります。家具が室内の状況によって倒れやすくなります。
- 引き出し開放防止金具**  
地震発生時に、引き出しが開かないように固定します。さらに、収納物の落下を防ぐために、転倒防止金具を壁に固定し、引き出しの奥面に設置します。
- 重ね留め金具**  
重ねた上側の家具を固定し、下の家具の落下を防ぎます。

**あなたの住まいは大丈夫?**

**耐震診断を受けましょう。**

地震対策の第一歩は、自分の家の耐震性能を知ることです。大きな地震が起きたとしても、自分の家は大丈夫なのか、耐震診断を受けて確かめましょう。

耐震性の判断には建築の専門知識が必要です。外見が異常が見られなくても、専門家による耐震診断を受けることが重要です。

① **専門家に依頼**  
信頼できる専門家に依頼しましょう。診断内容と費用についてきっちり説明を受けましょう。

② **調査前・調査当日**  
調査前に準備することなど聞いておきましょう。当日は建物の内外を調査しますので、所有者が必要不可欠です。

③ **調査後**  
耐震診断報告書ももらい、内容について説明をよく聞きましょう。

**耐震改修工事を行いましょう。**

**耐震補強の種類**

安全でない診断された場合は、適切な耐震改修工事を行うことで安全性を確保できます。ここでは、耐震改修工事の主な方法を紹介します。専門家に相談して自分の家にもっとも適した方法を選び、耐震改修工事を行いましょう。

**基礎の耐震性** (基礎の補強)

基礎コンクリートは、地震の揺れに耐えるために、基礎の補強が必要です。

**壁の補強**

壁の補強は、地震の揺れに耐えるために、壁の補強が必要です。

**柱の補強**

柱の補強は、地震の揺れに耐えるために、柱の補強が必要です。

**床の補強**

床の補強は、地震の揺れに耐えるために、床の補強が必要です。

**窓の補強**

窓の補強は、地震の揺れに耐えるために、窓の補強が必要です。

**天井の補強**

天井の補強は、地震の揺れに耐えるために、天井の補強が必要です。

**屋根の補強**

屋根の補強は、地震の揺れに耐えるために、屋根の補強が必要です。

①上町断層帯地震が起きた場合の予測建物被害

1:25000

想定した3つの地震の中で、最も建物被害が多いと予測される①上町断層帯地震の結果を拡大して示しています。

②中央構造線断層帯地震が起きた場合の予測建物被害

③南海トラフ巨大地震が起きた場合の予測建物被害

## (4) 岸和田市市有建築物耐震改修等推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づく本市の市有建築物(学校教育施設を除く。)の計画的な耐震化を推進するため、岸和田市市有建築物耐震改修等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市有建築物耐震化実施計画の進行管理
- (2) 市有建築物耐震化実施計画の見直し
- (3) 市有建築物の計画的かつ効果的な耐震化の推進

### (委員会の組織等)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画調整部長、市長公室長、市民環境部長、保健部長、魅力創造部長、教育総務部長、生涯学習部長、総務部長、危機管理部長、まちづくり推進部長及び建設部長
- (2) 企画課長、政策推進課長、人事課長、人権・男女共同参画課長、環境課長、健康推進課長、農林水産課長、観光課長、文化国際課長、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、郷土文化室長、公共施設マネジメント課長、危機管理課長、住宅政策課長及び建築課長

2 委員会に委員長、副委員長及び幹事を置く。

3 委員長は、建設部長をもって充てることとし、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、総務部長、危機管理部長及びまちづくり推進部長をもって充てることとし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 幹事は、公共施設マネジメント課長、危機管理課長、住宅政策課長及び建築課長をもって充てることとし、委員会の運営及び調整を行う。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、建築課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

---

市有建築物耐震化実施計画〔2018-2026〕

---

編集・発行

策定 平成 23 年 6 月

改定 平成 30 年 4 月

岸和田市 建設部 建築課

〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号

TEL (072) 423-9518 FAX (072) 423-4894

---

岸和田  M O D E